三原市農業委員会第6回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時　　令和8年6月25日（木）　午後3時30分
場所　　三原市役所3階　会議室304・会議室305・会議室306

2. 委員の出席状況

出席委員　農業委員17名　議席番号・氏名　次のとおり

1番	新庄　實雄	2番	花山　哲男	3番	久留本　忠美
4番	林　壽彦	5番	竹廣　愛	6番	信藤　延夫
7番	平木　時治	8番	武郷　勝巳	9番	生駒　健人
10番	山本　明雄	11番	山口　郁惠	12番	阪井　瑞枝
				15番	山口　龍子
16番	河村　博	17番	佐々木　豊彦	18番	井長　哲
19番	兼光　一美				

農地利用最適化推進委員の出席状況　議席番号・氏名　次のとおり

20番	為清　敏治	21番	東　久喜	22番	宮崎　幸男
23番	池原　幸伸	24番	寶田　清隆	25番	福竹　順二
26番	河本　吉重	27番	宮岡　恒輔	28番	岡田　利文
29番	佐々木　昭和	30番	吉国　幹夫	31番	大﨑　恒生
32番	貞元　義巳	33番	戸野　勉	34番	髙下　義彦
35番	廉　賢治	36番	宮本　洋子	37番	松廣　真治
38番	向井　浩司				

3. 議事録署名人

1番　新庄　實雄　　12番　阪井　瑞枝

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長　岡　泰彦　　係長　山崎　雅樹　　専門員　今本　行紀　　主任　関友　健介
農林水産課　主任　森政　航太　　主任　大西　佐智恵

5. 審議事項

第31号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
第32号議案　農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第33号議案　農地法第４条の規定による許可申請について
第34号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
第35号議案　非農地証明申請について
第36号議案　農用地利用集積等促進計画案について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会　午後3時30分

－議長開会挨拶－

議　長　　本日の出席委員は17名中、17名で定足数に達しておりますので、第6回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、1番 新庄委員、12番 阪井委員を指名します。

議　長　　これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。
議事日程は、日程第1を第31号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第36号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議　長　　日程第6　第36号議案を上程します。
農用地利用集積等促進計画案について、三原市長からの諮問です。
第23号議案に係る、資料36の第1番から第214番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により4回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局　　それでは議案書12ページをご覧ください。第36号議案農用地利用集積等促進計画案について説明します。
この農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定をおこなうため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求めるものです。
今回、農地中間管理機構を通して利用権を設定する農用地は、議案書中段の地域別面積集計とおりで、全体で合計214筆、面積302,220㎡が提出されています。
全体説明は以上です。

議　長　　これからは、個別に審議します。
はじめに、資料36の第7番を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議　長　　担当者の説明を求めます。

事務局　　資料36の1ページをご覧ください。
第7番は、沼田東町七宝○○　3,874㎡について、農事組合法人○○を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。
農事組合法人○○にかかる説明は以上です。

議　長　　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
○○番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議　長　　続いて、資料36の第9番から第10番を審議しますので、　○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議　長　　担当者の説明を求めます。

事務局　　資料 36 の 1 ページをご覧ください。
第 9 番から第 10 番までは、高坂町真良〇〇外 1 筆　面積 2,038 ㎡について、有限会社　〇〇を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。
有限会社〇〇にかかる説明は以上です。

議　長　　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議　長　　続いて、資料 36 の第 126 番から第 147 番を審議します。こちらは私の関係の議事になりますので、退席いたします。この間、副会長が議長の職務を代理します。

・・・会長退席、議長交代・・・

副会長　　それでは、担当者の説明を求めます。

事務局　　資料 36 の 5 ページから 6 ページまでをご覧ください。
第 126 番から第 147 番までは、久井町下津〇〇外 21 筆　面積 42,054 ㎡について、農事組合法人〇〇を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。
農事組合法人〇〇にかかる説明は以上です。

副会長　　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

副会長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

副会長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
会長は、入室してください。

・・・委員入室、議長交代・・・

議　長　　続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、残りの案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局　　資料 36 の 1 ページから 8 ページまでをご覧ください。
先程審議いただいた番号を除く案件について説明します。
三原地域から深町〇〇外 6 筆　面積 8,576 ㎡
本郷地域から本郷北 3 丁目〇〇外 1 筆　面積 2,231 ㎡
久井地域から久井町苅原〇〇外 122 筆　面積 128,068 ㎡
大和地域から大和町上徳良〇〇外 56 筆　面積 115,379 ㎡
合計 189 筆　254,254 ㎡について農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。
農地の貸手、借手、設定する利用権の内容については、資料 36 に記載の通りです。

以上で農用地利用集積等促進計画の案について説明を終わります。

議　長　　担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、第36号議案は全て原案のとおり承認されました。

議　長　　ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議　長　　日程第1　第31号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第50件から第62件を審議します。
本議案も「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議します。
はじめに、第52件を審議しますので、○○番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議　長　　事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書1ページをご覧ください。
第31号議案　農地法第3条の規定による許可申請 第52件について説明します。
第52件は、坂井　俊文氏から、大和町の○○が、須波西町○○外1筆　地目：田　合計303㎡について、経営規模拡大のため譲り受けるものです。
本件は、農地法第3条の許可要件を満たしています。
第52件の説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

議　長　　ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
○○番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議　長　　続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、残りの案件について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書1ページをご覧ください。
第50件は、○○から、宮浦4丁目の○○が、西野5丁目○○　地目：田　8.66㎡を、水道敷設用地として購入し、敷設後は畑として利用するものです。
第51件は、○○から、須波西2丁目の○○が、須波西町○○　地目：畑　152㎡を、居住地から近く、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。

第53件は、○○から、須波西2丁目の○○が、須波西2丁目○○　地目:畑　132㎡について、居住地に隣接した兄名義の畑を、譲り受けるものです。
第54件は、○○から廿日市市の○○が、須波西2丁目○○　地目：畑　251㎡について、近接する空家とともに譲り受け、新規就農するものです。
第55件は、○○から、幸崎能地1丁目の○○が、幸崎能地1丁目○○外1筆　地目：畑　合計320㎡について隣接する家を借り受け、申請地を現在、耕作しており、家とともに譲り受け、引き続き耕作管理するものです。
第56件は、○○から、本郷北3丁目の○○が、本郷北２丁目○○外5筆　地目:田　合計1,837㎡について、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。
第57件は、○○から、本郷北3丁目の○○が、本郷北3丁目○○　地目：田　566㎡を、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。
第58件は、○○から、大和町の○○が、大和町上徳良○○外1筆　地目:田　合計1,543㎡について、居住地から近く、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。
第59件は、○○から、大和町の○○が、大和町下徳良○○　地目：田　1,197㎡を、生前贈与を受けて耕作管理するものです。
第60件は、○○から、大和町の○○が、大和町大草○○　地目：畑　950㎡を、居住地から近く、便利なため、譲り受け、耕作管理するものです。
第61件は、○○から、大和町の○○が、大和町大草○○　地目：畑　409㎡を、居住地から近く、便利なため、譲り受け、耕作管理するものです。
第62件は、○○から、大和町の○○が、大和町和木○○　地目：田　1,046㎡を、居住地から近く、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。
以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。
農地法第3条の許可申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議　長　　ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　全員挙手であります。
よって、第31号議案は、全て原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議　長　　次に、日程第2　第32号議案を上程します。
転用許可後の事業計画変更承認申請について、第6件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書4ページをお開きください。
第32号議案　転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。
第6件は、大和町大具○○の一部外3筆について、当初、○○株式会社が令和6年11月28日付で、農業用倉庫を建設するために農地法第4条許可を受けましたが、従業員数の増加に伴い、現在の事務所ではスペースが不足することから、農業用倉庫の代わりに新たな事務所が必要となったため、事業計画を変更するものです。
転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　ないようなので、これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認決定することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定をすることに決しました。

議　長　　次に、日程第3　第32号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第5件から第7件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書5ページをお開きください。
第33号議案　農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
第5件は、○○が、幸崎能地7丁目○○　地目：畑　90㎡について、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。
なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を宅地に転用していることから、始末書を求め、提出されています。
第6件は、○○が、久井町和草○○　地目：畑　367㎡について、駐車場等に転用するもので、内容は、駐車場6区画、進入路165.56㎡、機械鋼板資材等68.17㎡です。
第7件は、○○が、大和町萩原○○　地目：田　1,010㎡について、農業用施設に転用するもので、内容は、もみ殻堆肥置場1棟133.28㎡、もみ殻、ｼｲﾀｹ原木100㎡、作業場1棟48㎡、車庫1棟9㎡、進入路196㎡です。

申請地の農地区分は、全て第2種農地です。

許可基準は、全て農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第4条第6項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が、「農振農用」の第5件、第7件について、前回第5回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和8年7月中に除外見込みです農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

議　長　　ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　ないようなので、これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議　長　　次に、日程第4　第34号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第50件から第71件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書6ページから10ページをご覧ください。
第50件は、○○から、○○が、須波西2丁目○○　地目：畑　175㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、物置1棟、庭敷です。なお、本案件は、転用の許可を得ることなく、宅地として転用していることから、始末書を求め、提出されています。
第51件は、○○から、株式会社○○が、深町○○外1筆　地目：田　合計885㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、7棟、発電量49.5kW規模です。

第52件は、○○から、○○、○○が、深町○○外1筆　地目：田　合計195㎡について、使用貸借権を設定し、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

第53件は、○○から、有限会社○○が、小坂町○○外2筆　地目：田　合計2,477㎡について、賃借権を設定し、資材置場に転用するもので、内容は、鋼材1,759㎡です。

第54件は、○○から、○○が、小坂町○○　地目：田　27㎡について、併用地の5条転用許可済みの田1筆133㎡を含め、所有権の移転を受け、駐車場等に転用するもので、内容は、駐車場3区画、物置1棟、ゴミステーション1基です。なお、本案件は、転用の許可を得ることなく、物置を設置していることから、始末書を求め、提出されています。

第55件は、○○から、株式会社○○が、沼田東町釜山○○外5筆　地目：田　合計1,376㎡について、所有権の移転を受け、資材置場等に転用するもので、内容は、雑石置場250㎡、再生土置場171㎡、駐車場2区画、事務所1棟、進入路138㎡です。

第56件は、○○から、株式会社○○が、沼田東町釜山○○外1筆　地目：田　合計475㎡について、所有権の移転を受け、進入路、車廻し場380㎡に転用するものです。

第57件及び第58件は、譲受人が株式会社○○で、譲渡人○○から所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用する案件であるため、合わせて説明します。

第57件は、幸崎渡瀬○○　地目：田　1,071㎡、太陽光パネル168枚、4棟、

第58件は、幸崎渡瀬○○　地目：田　1,230㎡、太陽光パネル144枚、4棟を設置するもので、発電量は各件49.5kW規模です。

第59件は、○○から、株式会社○○が、本郷町本郷○○　地目：田　980㎡(東本通土地区画整理事業区域内○○街区○○　784.61㎡)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、建売住宅5棟、駐車場12区画です。

第60件は、○○から、株式会社○○が、本郷町船木○○外1筆　地目：田　合計2,370㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル200枚、5棟、発電量49.5kW規模です。

第61件は、○○から、○○合同会社が、本郷町船木○○外2筆　地目：田　合計5,178㎡について、地上権を設定し、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル992枚、18棟、発電量400kW規模です。

第62件は、○○から、○○が、本郷町船木○○　地目：畑　95㎡について、所有権の移転を受け、進入路、駐車場3区画に転用するものです。なお、本案件は、転用の許可を得ることなく、進入路及び駐車場として転用していることから、始末書を求め、提出されています。

第63件から第69件は全て譲受人が株式会社○○で、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用する案件であるため、合わせて説明します。

第63件及び第64件は、ともに譲渡人○○、第63件は、本郷町上北方○○外1筆　地目：田　合計1,435㎡について、

第64件は、本郷町上北方○○　地目：田　1,026㎡について、太陽光パネルを設置するもので、パネル枚数及び棟数は、第63件が168枚、6棟、第64件が168枚、4棟です。

第65件、第66件は同一事業で、第65件は、譲渡人○○、本郷町南方○○外1筆　地目：田　合計110㎡について、第66件は、譲渡人○○、本郷町南方○○　地目：田　679㎡について、総合計789㎡に太陽光パネル160枚、5棟を設置するものです。

第67件は、譲渡人○○、本郷町南方○○　地目：田　1,399㎡について、太陽光パネル140枚、6棟を設置するものです。

第68件及び第69件は、ともに譲渡人○○、第68件は本郷町南方○○　地目：田　846㎡について、

第69件は本郷町南方○○外5筆　地目：田4筆、畑2筆　合計1,420㎡について、各件太陽光パネル168枚、4棟を設置するものです。なお、各件発電量は49.5kW規模です。

第70件及び第71件は、譲受人が株式会社○○であるため、合わせて説明します。

第70件は、譲渡人○○、久井町坂井原○○　地目：田　1,446㎡について、

第71件は、譲渡人○○、久井町坂井原○○　地目：田　1,548㎡について、太陽光発電施設に転用するもので、パネル枚数、棟数及び発電量は、第70件が200枚、4棟、第71件が200枚、3棟で、発電量は各件49.5kW規模です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第59件が第3種農地、その他の案件は、全て第2種農地です。

許可基準については、第59件が、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。その他の案件については、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が「農振農用」の第62件は、前回第5回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており，令和8年7月中に除外見込みです。
農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

19番　　第55件及び第56件について、当該2案件はともに、申請地の田が湿地でどうしようもないという理由で、譲受人が譲渡人の意向により、所有権移転を受け転用するという案件です。申請者は、この2案件について沼田東土地改良区の了解を得ています。しかし、申請地の町内会長が沼田東土地改良区の副会長を務めているのですが、町内会長は当該2案件について地元で協議していないので、これから協議することが必要だという話が出てきました。地元町内会では今後協議するということで、申請者へはその旨伝えています。

事務局　　当該2案件については、農地法の外にも関連法令の許認可が申請予定であり、農地法第5条許可は関連法令許可と同日の許可となり日数を要します。よって、地元町内会での協議の進捗について、19番委員から逐次報告いただくようお願いします。

19番　　逐次報告します。

議　長　　補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番　　第61件について、992枚、400kw規模の太陽光パネルを設置する案件で地上権を設定するとのことだが、具体的には太陽光パネルの下部で耕作するのか。

事務局　　当該案件は、借受人が申請地を賃借して野立てタイプの太陽光パネルを設置する案件で、営農型の太陽光パネルを設置する案件ではないので、太陽光パネルの下部で耕作は行いません。また、農地法の許可申請における権利設定の多くは、所有権移転や賃貸借権設定などですが、当該案件では地上権を設定するということです。

議　長　　他に質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑無しと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議　長　　挙手全員であります。
よって、第34号議案は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決された議案のうち、転用面積が30アールを超える第61件については、農地法第5条第3項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議　長　　異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議　長　　次に，日程第5　第35号議案を上程します。
非農地証明申請について、第14件から第18件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書11ページをご覧ください。第35号議案　非農地証明申請について説明いたします。
第14件は、○○から、須波西町○○　地目：畑　215㎡について、昭和60年頃から耕作放棄し、現況：原野として申請されています。
第15件は、亡○○相続財産清算人　弁護士法人○○から、小泉町○○　地目：田　591㎡について、平成元年頃から耕作放棄し、現況：原野として申請されています。

第16件は、○○、○○から、本郷町船木○○　外2筆　地目：田1筆　畑2筆　合計134㎡について、本郷町船木○○は、昭和60年頃から耕作放棄し、現況：原野として、本郷町船木○○は、昭和60年頃に家屋を建築して以降、現況：宅地として、本郷町船木○○は、進入路がなく、細長い狭小地で著しく耕作が困難なため、昭和60年頃から耕作放棄し、現況：雑種地として申請されています。

第17件は、○○から、大和町下徳良○○　外2筆　地目：田　合計3,965㎡について、昭和59年に店舗を建築して以降、現況：宅地としてと申請されています。

第18件は、○○から、大和町大草○○　外2筆　地目：田　合計2,965㎡について、平成18年頃から耕作放棄し、現況：原野として申請されています。

申請地の農地区分は、第14件と第16件が第2種農地、第15件と第18件が第1種農地、第17件が第3種農地です。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議　長　　補足説明等ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議　長　　質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議　長　　全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議　長　　以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。

事務局の説明を求めます。

事務局　　1　農地法関係諸証明事務等について

○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出)　12件

○農地法第4条の規定による農地転用届出受理　1件

○農地法第5条の規定による農地転用届出受理　2件

○農地法第5条の規定による許可不要案件　1件

事務局　　2　その他

○今後の日程

令和8年臨時総会　7月21日（火）14時

議　長　　その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会　午後4時38分

令和8年8月3日

議　長（会長）

議事録署名者

同　　上